

平成20年度 福祉サービス第三者評価調査者養成研修会

開催要綱

1. 趣 旨

青森県における福祉サービス第三者評価を行うため、福祉サービス第三者評価制度の理解や、必要な知識や技術を習得した評価調査者の養成及び確保を目的とします。

2. 主 催

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会

3. 日 程

平成20年 9月23日(火)、 25日(木)、
10月 1日(水)、 5日(日)、 9日(木)

4. 会 場

県民福祉プラザ内

5. 受講定員

25名

6. 受講要件

当委員会が定める下記のいずれかの要件に該当する者としてします。

受講要件
(1) 福祉、医療、保健に関する有資格者で倫理綱領を有する職能団体に属している者
(2) 学識経験者で福祉、医療、保健に関する業務を5年以上経験している者
(3) 社会福祉法人に所属し、管理業務を5年以上経験している者
(4) 社会福祉法人に所属し、福祉に関する経営相談等の業務に5年以上携わった者
(5) その他、医療・宗教法人等に所属する者で、福祉サービス第三者評価基準等委員会委員長がこれと同等の能力を有していると認めた者

7. 小論文課題

次のテーマについて記述した小論文を、申込みの際に提出してください。

「福祉サービス第三者評価事業の必要性について」

※ 小論文には、① テーマ、② 表題、③ 氏名、④ 住所を記入の上、
1,000字以上1,200字以内 にまとめてください。

8. 受講料

31,500円(消費税及び地方消費税含む)

※事前に振込みをしていただきます。振り込み方法については、受講決定通知送付の際お知らせします。

9. プログラム

日	形態	研修科目	主な内容
1日目		受付	
		開講式	
		オリエンテーション	
	講義	1 第三者評価の理念と基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">第三者評価事業について、その必要性や行政による監査との違い等について福祉制度の動向関連分野の評価制度
		2 事業所とのヒアリング	<ul style="list-style-type: none">評価調査者が調査時に求められる姿勢等
2日目	講義	3 第三者評価の全体像と評価調査者の役割	<ul style="list-style-type: none">第三者評価事業の目的や枠組み評価調査者の役割、また守るべき倫理
		4 第三者評価基準の理解と判断のポイント①②③	<ul style="list-style-type: none">福祉サービス第三者評価基準の考え方と判断のポイントについて
3日目	講義及び演習	5 書面調査の着眼点	<ul style="list-style-type: none">書面(自己評価)審査の必要性、目的、狙い等について
		6 訪問調査の着眼点	<ul style="list-style-type: none">訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法や着眼点について第三者評価業務のプロセスやタイムスケジュール等について
4日目	演習	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none">施設(事業所)訪問時の注意事項等
		7 演習Ⅰ	<ul style="list-style-type: none">施設(事業所)を訪問、実際の調査
		事務連絡	<ul style="list-style-type: none">資料の回収等
5日目	演習	8 演習Ⅱ	<ul style="list-style-type: none">評価の取りまとめと報告書の作成について
		9 まとめ	<ul style="list-style-type: none">報告書の作成及び実習の発表について

10. 申し込み方法等

- (1) 別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、下記事務局宛、郵送又は持参の方法で申込みください。電話での申し込みは受付けておりませんので、ご了承ください。なお、評価機関を通じて受講申込みをされる方は、評価機関において受講申込みを取りまとめの上、申込みください。
- (2) 申込の際は小論文を添付してください。(受講者本人が作成することが必須)
- (3) 申込み締め切り日

平成20年8月29日(金)まで

11. 受講者の決定

受講申込み後、申込書の記載内容の確認及び小論文の審査を行い、受講定員の範囲内で受講者を決定します。開催日の概ね1週間前に、各受講者に通知いたします。

なお、実習先施設について、受講決定通知の送付の際お知らせします。

(実習施設は、受講者の住所等を考慮のうえ、当方で指定させていただきます。)

12. レポートの提出と修了者証の交付

- (1) 本養成研修の2日目終了時にレポート作成のためのテーマ等を示します。レポート提出は3日目の日程が始まる前に提出してください。
- (2) 本養成研修の全課程を修了した受講者に、全課程履修の確認とレポート審査の上、修了者証を交付します。なお、未修了科目等が生じた場合は、再受講となりますので、ご了承ください。

13. 演習(実習)について

第3日目以降に実施する演習では、各グループ(4~5名程度)に分かれて実施いたします。第4日目の実習では、青森市内の各実習協力施設(事業所)を訪問し、模擬面接実習を実施いたします。

各グループの実習先は、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、保育所を予定しております。

なお、実習に係る交通費等諸経費は、各自ご負担いただきます。

14. 名簿登録について

評価調査者として活動するには、評価調査者名簿への登録が必要です。本養成研修修了者証の発行日から1年以内に登録されない場合は、修了者証の効力は無効となります。

